

助成します（その1）

子育ては家庭に大きな喜びを与えてくれる一方、経済的に負担がかかることも事実です。そこで、いろいろな助成制度を設けて、子育て中の家庭の経済的支援を行っています。

●出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。（出産には、妊娠12週以上の死産や流産も含まれます。）

出産の際、お手元にまとまった現金がなくても安心して出産できるように、原則として出産育児一時金は直接病院等に支払われます。

詳しくは保険年金課（22-3002）におたずねください。

社会保険に加入の方が出産したときは、健康保険給付として一時金が支給されます。

詳しくは職場の給与担当者におたずねください。

●特定不妊治療費助成

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

- ・福井県が実施する助成を受けていることが条件になります。
- ・申請は年3回までです。
（初めて申請する39歳以下の方は、年6回まで申請できます。）
市の助成額＝総治療費－（総治療費×0.3）
－（福井県が実施する助成額）
- ・市内に1年以上住み市税を完納している夫婦
- ・男性の不妊治療には加算をしています。
- ・治療開始日に妻が42歳以下の方に限ります。

詳しくは健康増進課（24-2221）におたずねください。

●児童手当

★支給対象 ※所得制限があります。

中学校第3学年修了前の児童を養育している方。

★手当額（月額）

1人あたり 10,000円

（ただし、0歳～3歳の誕生日までの児童および3歳以上～小学校修了前の第3子以降の児童は15,000円、所得制限超過世帯は5,000円）

★支給月

毎年2月、6月、10月

★手続き

この手当を受けるには、**申請が必要です。**

「認定請求書」を市子ども福祉課へ提出してください。申請の翌月分から手当が支給されます。引きつぎ手当を受給するためには、毎年6月に現況届の提出が必要になります。

詳しくは子ども福祉課（22-3006）におたずねください。

●未熟児養育医療給付

養育のために入院を必要とする未熟児に対し、医療を給付します。

- ・医師が、入院養育を認めた1歳未満の未熟児が対象です。
- ・給付を受けるには、申請が必要です。市子ども福祉課へ申請してください。
- ・給付は、指定養育医療機関に限ります。

詳しくは子ども福祉課（22-3006）におたずねください。

里帰り出産によくあるQ&A

Q：里帰り出産で県外に帰ります。妊婦健診や赤ちゃんの乳児健診はどうすればいい？

A：県外で受診した妊婦健診・1か月児健診の費用を助成します。（妊娠届時にチラシ配布しています）

- ・申請をする健診のうち、最後の受診日から1年以内に健康増進課の窓口で手続きをしてください。
- ・持ってくるもの

医療機関または助産所の領収書（明細書）

未使用の妊婦健康診査受診票及び1か月児健康診査票

母子（親子）健康手帳・申請者本人名義の通帳・印鑑（シャチハタ不可）

- ・詳しくは市のホームページまたは健康増進課（24-2221）へ

Q：里帰り出産で県外に長期滞在中。予防接種を里帰り先で受けたい。どうすればいい？

A：事前に、健康増進課に申請が必要です。診査決定後に、里帰り先の医療機関で定期予防接種を受けることができます。希望される方は健康増進課（24-2221）までご連絡ください。

- ・申請前に接種された場合は、全額自費での接種になります。ご注意ください。
- ・県内の里帰りは、県内の指定医療機関であれば、越前市外でも接種できます。事前の健康増進課への連絡は必要ありません。県内の指定医療機関については市ホームページで「予防接種の広域化」と検索してください。

子ども医療費助成制度

子どもの医療費が「窓口無料（自己負担額を除く）」になりました！

●助成対象者

0歳から中学3年修了前の児童
ひとり親医療費・重度障害児医療費対象のお子さんも含みます。

●助成額

就学前児童は、全額助成されます。小学生以上には、自己負担額（※）があります。（高額療養費や保険診療以外のものは助成されません。）

●医療機関等での流れ



※ 就学後児童は1医療機関あたり、通院は1月500円まで、入院は1日500円まで（月4,000円まで）となります。（ひとり親医療・重度医療対象者を除く）

●子ども医療費で窓口無料（現物給付）にならないときの申請方法

窓口無料にならない場合（※）でも、担当課窓口への申請により医療費の払い戻しを受けることができます。

※以下の場合に払い戻しを受けられます。

- ① 子ども医療費受給者証を医療機関等の窓口で提示しなかったとき。
- ② 県外の医療機関等を受診したとき。
- ③ 窓口無料に対応していない県内の医療機関等を受診したとき。
- ④ 学校や保育園等での怪我や疾病などの治療の場合で、日本スポーツ振興センター災害給付対象外になるもの。

●払い戻しの流れ



③について
④について

一部の柔道整復施術所、一部の鍼灸あんまマッサージ施術所は窓口無料の対象外です。
学校や保育園での怪我や疾病の場合、学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。申請方法については、お子様の通われている学校等にお問い合わせください。

詳しくは子ども福祉課（22-3006）社会福祉課（22-3004）におたずねください。

助成します（その2）

離婚や死亡などにより、ひとり親となった家庭の子育て支援のためいろいろな助成を行っています。

●児童扶養手当

★給付対象 ※所得制限があります。

- ひとり親家庭の親あるいは、父母の代わりにその子どもを養育している方。（子どもとは、18歳年度末まで。政令で定める程度の障害の状態にある場合は、20歳の誕生日まで延長。未婚で生まれた子どもも含まれます。）
- 配偶者が重度の障がい者である方。
- その他

★手当額（月額） 平成30年4月～

児童数	全部支給	一部支給
1人の場合	42,500円	所得に応じて 42,490円～10,030円
2人目の加算額	10,040円	所得に応じて 10,030円～5,020円
3人目以降の加算額	6,020円	所得に応じて 6,010円～3,010円

★支給月

原則として、毎年4月、8月、12月

★手続き

この手当を受けるには、申請が必要です。
「認定請求書」を市子ども福祉課へ提出してください。

★手当を受給されてから5年を経過した、又は離婚等支給要件に該当してから7年を経過した場合、就業等の必要要件を満たしていないと手当が減額される場合があります。

●ひとり親家庭の医療費助成

※0歳から中学3年修了前の児童については、子ども医療費助成と同じ制度です。（ただし自己負担なし）

ひとり親家庭の親と子どもの、支払った医療費を助成するものです。（子どもが20歳の誕生日の月末まで）

★助成対象 ※所得制限があります。

- 両親のうちどちらか一方と生計を共にしている児童とその親。
- 両親のどちらとも生計を共にしていない児童。
- 両親のどちらか一方が重度の障がい者である家庭の児童と、その親。

★手続き

- この助成を受けるには、申請が必要です。
- 印鑑、健康保険証、戸籍謄本、振込先の通帳、住所地の民生児童委員の証明を持って市子ども福祉課へ申請してください。

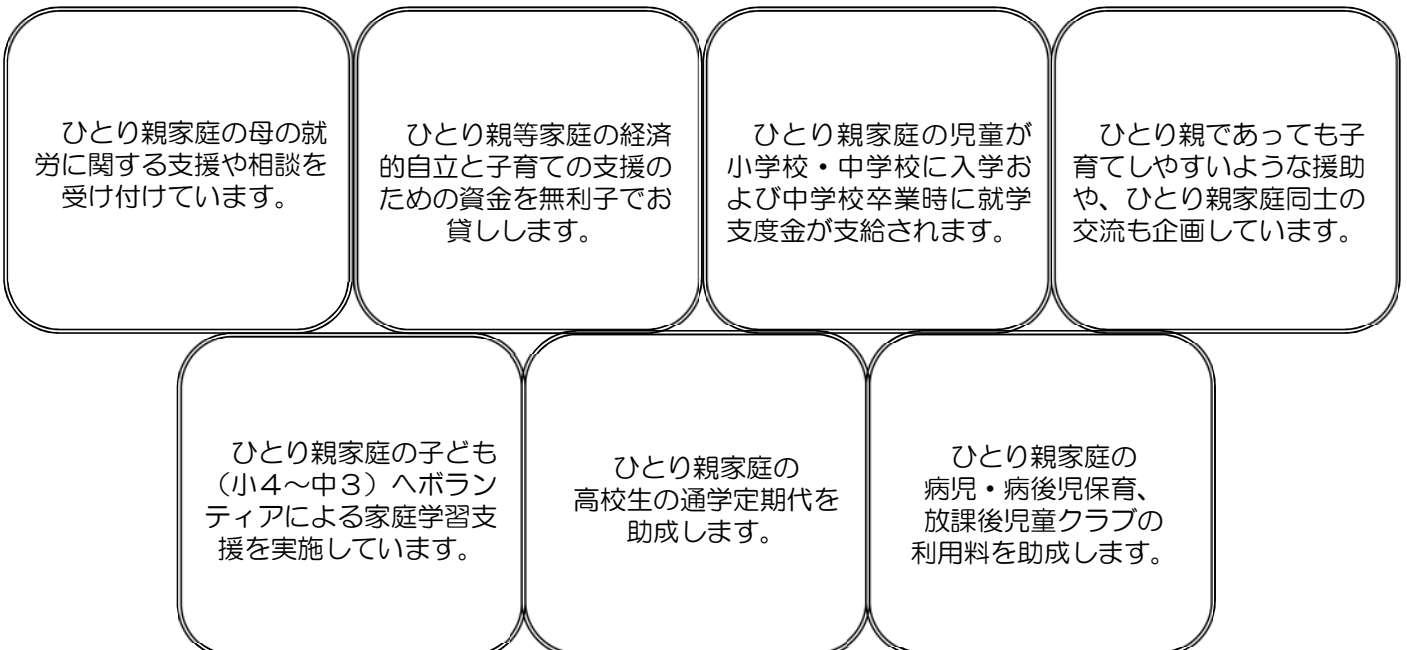
★利用方法

病院などで診察を受けるとき、支払窓口で受給者証を提示してください。県内医療機関分は約2か月後に指定の口座に振り込まれます。

県外医療機関で受診した場合は、印鑑と領収書（レシートは不可）を添えて、子ども福祉課へ申請してください。

詳しくは子ども福祉課（22-3006）までおたずねください。

このほかにも・・・



詳しくは子ども・子育て相談室（22-3628）までおたずねください。